

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 2 月 18 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例(平成 19 年 3 月 27 日条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に第 5 項として、次の 1 項を加える。

- 5 勤務時間等条例第 7 条第 2 項の規定により正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。